

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二十六 〔略〕</p> <p>二 二十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。</p> <p>二 二十六の三 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。</p> <p>二 二十六の四 子ども育成基本法（令和四年法律第 号）第九条第一項に規定する子ども育成基本計画の作成及び推進に関すること。</p> <p>二 二十七 前三号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>一 一 二十六 〔同上〕</p> <p>二 二十六の二 〔同上〕</p> <p>二 二十六の三 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 二十七 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。</p>

二十七の二～六十二 〔略〕

(設置)

第四十条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
子ども育成会議	子ども育成基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
∴	∴

二十七の二～六十二 〔同上〕

(設置)

第四十条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔新設〕	〔新設〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕